

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正について（令和3年3月5日公布）

新旧対照表（1）

○横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月25日 横浜市条例第58号）

令和3年3月5日及び4月1日施行

改正前	改正後
<p>第8章第2節（抜粋） （石綿排出作業の開始の届出） 第92条 石綿排出作業（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）<u>第18条の15第1項</u>又は第2項の規定による届出に係る同法<u>第2条第12項</u>に規定する特定粉じん排出等作業を除く。以下この条において同じ。）を伴う建設工事の発注者又は当該建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「当該建設工事の発注者等」という。）は、当該石綿排出作業を開始する日の7日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他の非常の事態の発生により石綿排出作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (3) 石綿排出作業の場所 (4) 石綿排出作業の実施の期間 (5) 石綿排出作業の概要 (6) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項ただし書の場合において、当該建設工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。 （石綿排出作業の完了の届出） 第94条 第92条の規定による届出をした者又は大気汚染防止法<u>第18条の15第1項</u>若しくは第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る作業を完了したときは、その日から起算して30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 石綿排出作業を伴う建設工事を施工した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (3) 石綿排出作業の場所 (4) 石綿排出作業の実施の期間 (5) その他規則で定める事項</p> <p>（石綿排出作業の完了に係る説明） 第94条の2 第92条の規定による届出又は大気汚染防止法<u>第18条の15第1項</u>若しくは第2項の規定による届出に係る作業を伴う建設工事の受注</p>	<p>第8章第2節（抜粋） （石綿排出作業の開始の届出） 第92条 石綿排出作業（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）<u>第18条の17第1項</u>又は第2項の規定による届出に係る同法<u>第2条第11項</u>に規定する特定粉じん排出等作業を除く。以下この条において同じ。）を伴う建設工事の発注者又は当該建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「当該建設工事の発注者等」という。）は、当該石綿排出作業を開始する日の7日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他の非常の事態の発生により石綿排出作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (3) 石綿排出作業の場所 (4) 石綿排出作業の実施の期間 (5) 石綿排出作業の概要 (6) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項ただし書の場合において、当該建設工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。 （石綿排出作業の完了の届出） 第94条 第92条の規定による届出をした者又は大気汚染防止法<u>第18条の17第1項</u>若しくは第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る作業を完了したときは、その日から起算して30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 石綿排出作業を伴う建設工事を施工した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (3) 石綿排出作業の場所 (4) 石綿排出作業の実施の期間 (5) その他規則で定める事項</p> <p>（石綿排出作業の完了に係る説明） 第94条の2 第92条の規定による届出又は大気汚染防止法<u>第18条の17第1項</u>若しくは第2項の規定による届出に係る作業を伴う建設工事の受注</p>

者は、当該作業を完了したときは、規則で定めるところにより、当該建設工事の発注者に対し、当該作業の結果について、前条第4号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

者は、当該作業を完了したときは、規則で定めるところにより、当該建設工事の発注者に対し、当該作業の結果について、前条第4号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

新旧対照表（2）

○横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月25日 横浜市条例第58号）

令和3年10月1日施行

改正前	改正後
<p>（第1章及び第2章省略）</p> <p>第3章 事業所における公害の防止 （第1節省略）</p> <p>第2節 水質の汚濁の防止 （水質の汚濁の防止に関する規制基準）</p> <p>第28条 水質の汚濁の防止に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。</p> <p>（1）排水指定物質ごとの許容限度</p> <p>（2）省略 （第2項省略） （第29条、第30条及び第3節省略） （第4章から第6章まで省略）</p> <p>第7章 地下水、土壌及び地盤環境の保全 （第1節から第2節の2まで省略）</p> <p>第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等 （第70条及び第70条の2省略） （ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の実施等）</p> <p>第70条の3 ダイオキシン類管理対象地内において土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更に係る計画その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、<u>非常災害のために必要な応急措置として行う</u>行為については、この限りでない。</p> <p>（第2項から第8項まで省略） （第70条の4から第70条の9まで省略）</p> <p>第3節 地下水の採取による地盤の沈下の防止 （第71条から第74条まで省略） （変更の許可）</p>	<p>（第1章及び第2章省略）</p> <p>第3章 事業所における公害の防止 （第1節省略）</p> <p>第2節 水質の汚濁の防止 （水質の汚濁の防止に関する規制基準）</p> <p>第28条 水質の汚濁の防止に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。</p> <p>（1）排水指定物質のうち、<u>排出を防止すべきものとして規則で定める物質の種類</u>ごとの許容限度</p> <p>（2）省略 （第2項省略） （第29条、第30条及び第3節省略） （第4章から第6章まで省略）</p> <p>第7章 地下水、土壌及び地盤環境の保全 （第1節から第2節の2まで省略）</p> <p>第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等 （第70条及び第70条の2省略） （ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の実施等）</p> <p>第70条の3 ダイオキシン類管理対象地内において土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更に係る計画その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、<u>次に掲げる</u>行為については、この限りでない。</p> <p>（1）<u>土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更</u> （2）<u>通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定める土地の形質の変更</u> （3）<u>非常災害のために必要な応急措置として行う行為</u></p> <p>（第2項から第8項まで省略） （第70条の4から第70条の9まで省略）</p> <p>第3節 地下水の採取による地盤の沈下の防止 （第71条から第74条まで省略） （変更の許可）</p>

第75条 第72条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第2項第2号又は第3号に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(第2項から第5項まで省略)
(変更の届出)

第76条 第72条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第2項第1号又は第4号に掲げる事項の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(第77条から第82条まで省略)

第8章 特定行為等に係る公害の防止
第1節 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止

(第83条から第85条まで省略)
(特定小規模施設の設置の届出)

第86条 特定小規模施設を設置しようとする事業者は、当該特定小規模施設を設置する日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定小規模施設を設置する場所
- (3) 特定小規模施設の概要
- (4) その他規則で定める事項

(第2項省略)
(第87条及び第88条省略)

第2節 石綿排出作業による大気汚染の防止

(石綿排出作業による大気汚染の防止)

第89条 石綿が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気汚染の原因となるもので規則で定めるもの(以下「石綿排出作業」という。)を伴う建設工事を施工する者及び当該建設工事の発注者(建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいう。以下この節において同じ。)は、当該石綿排出作業による大気汚染の防止に努めなければならない。

第75条 第72条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第2項第2号又は第3号に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可に係る事項を超えない範囲の変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。

(第2項から第5項まで省略)
(変更の届出)

第76条 第72条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る次に掲げる変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第72条第2項第1号又は第4号に掲げる事項の変更
- (2) 前条第1項ただし書に規定する規則で定める変更

(第77条から第82条まで省略)

第8章 特定行為等に係る公害の防止
第1節 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止

(第83条から第85条まで省略)
(特定小規模施設の設置の届出)

第86条 特定小規模施設(規則で定めるものを除く。)を設置しようとする事業者は、当該特定小規模施設を設置する日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定小規模施設を設置する場所
- (3) 特定小規模施設の概要
- (4) その他規則で定める事項

(第2項省略)
(第87条及び第88条省略)

第2節 石綿排出作業による大気汚染の防止

(定義)

第89条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 石綿含有建築材料 吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料で規則で定めるものをいう。
- (2) 石綿排出作業 石綿含有建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気汚染の原因となるものとして規則で定めるものをいう。
- (3) 石綿排出工事 石綿排出作業を伴う建設工事をいう。

(石綿排出作業による大気汚染の防止)

(新規)

(石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準)

第90条 市長は、石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準を定め、これを公表しなければならない。

(石綿排出作業に係る指導及び勧告)

第91条 市長は、石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者又は当該建設工事の発注者に対し、当該石綿排出作業による大気汚染を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、石綿排出作業が前条の指導基準に適合しないことにより大気汚染を生ずるおそれがあると認めるときは、当該石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者又は当該建設工事の発注者に対し、大気汚染を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(石綿排出作業の開始の届出)

第92条 石綿排出作業（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の17第1項又は第2項の規定による届出に係る同法第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業を除く。以下この条において同じ。）を伴う建設工事の発注者又は当該建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「当該建設工事の発注者等」という。）は、当該石綿排出作業を開始する日の7日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他の非常の事態の発生により石綿排出作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

第92条の2 石綿排出工事の発注者（石綿排出工事の注文者で、他の者から請け負った石綿排出工事の注文者以外のものをいう。以下この節において同じ。）、元請業者（発注者から直接石綿排出工事を請け負った者をいう。以下この節において同じ。）若しくは下請負人（石綿排出工事の元請業者から当該石綿排出工事の全部又は一部（石綿排出作業を伴うものに限る。以下この節において同じ。）を請け負った他の者（その請け負った石綿排出工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）をいう。以下この節において同じ。）又は自主施工者（石綿排出工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下この節において同じ。）は、当該石綿排出工事における石綿排出作業による大気汚染の防止に努めなければならない。

(石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準)

第90条 市長は、石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準を定め、これを公表しなければならない。

(石綿排出作業に係る指導及び勧告)

第91条 市長は、石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、当該石綿排出工事における石綿排出作業による大気汚染を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、石綿排出作業が前条の指導基準に適合しないことにより大気汚染を生ずるおそれがあると認めるときは、当該石綿排出作業を伴う石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、大気汚染を防止するために必要な措置を執るよう勧告することができる。

(石綿排出作業の開始の届出)

第92条 石綿排出工事の発注者又は自主施工者（次項に規定するものを除く。）は、当該石綿排出工事における石綿排出作業（規則で定めるもの及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の17第1項又は第2項の規定による届出に係る同法第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業に該当するものを除く。以下この条において同じ。）を開始する日の7日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 当該石綿排出工事の発注者及び元請業者

ては、その代表者の氏名

(2) 石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 石綿排出作業の場所

(4) 石綿排出作業の実施の期間

(5) 石綿排出作業の概要

(6) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(解体等建設工事に係る調査及び説明等)

第92条の2 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。以下この節において「解体等建設工事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等建設工事の受注者を除く。以下この節において同じ。）は、当該解体等建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、規則で定めるところにより、当該解体等建設工事の発注者に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当するときは、前条第1項第4号及び第5号に掲げる事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2 前項前段の場合において、解体等建設工事の発注者は、当該解体等建設工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者は、当該解体等建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

4 第1項又は前項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等建設工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等建設工事の場所において公衆に見やすいように

又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該石綿排出工事の場所

(3) 当該石綿排出作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

(4) 当該石綿排出作業の種類

(5) 当該石綿排出作業の実施の期間

(6) 当該石綿排出作業の方法

(7) その他規則で定める事項

2 災害その他非常の事態の発生により前項に規定する石綿排出作業を緊急に行う必要がある場合における当該石綿排出作業を伴う石綿排出工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(削除)

掲示しなければならない。

(石綿濃度等の測定)

第93条 石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者は、規則で定めるところにより、当該石綿排出作業を行う場所における大気中の石綿濃度等を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならない。

(新規)

(石綿排出作業の完了の届出)

第94条 第92条の規定による届出をした者又は大気汚染防止法第18条の17第1項若しくは第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る作業を完了したときは、その日から起算して30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 石綿排出作業を伴う建設工事を施工した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 石綿排出作業の場所

(4) 石綿排出作業の実施の期間

(5) その他規則で定める事項

(石綿排出作業の完了に係る説明)

第94条の2 第92条の規定による届出又は大気汚染防止法第18条の17第1項若しくは第2項の規定による届出に係る作業を伴う建設工事の受注者は、当該作業を完了したときは、規則で定めるところにより、当該建設工事の発注者に対し、当該作業の結果について、前条第4号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(発注者の配慮)

第95条 石綿排出作業を伴う建設工事の発注者は、当該建設工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該建設工事の請負契約に関する事項について、当該石綿排出作業が第90条に規定する指導基準に適合することを妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。

(石綿濃度等の測定等)

第93条 石綿排出工事の元請業者又は自主施工者は、規則で定めるところにより、当該石綿排出工事における石綿排出作業(規則で定めるものを除く。)を行う場所における大気中の石綿濃度等を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならない。

(石綿排出作業の完了に係る報告)

第93条の2 前条の規定による測定を行った石綿排出工事の元請業者は、当該石綿排出工事における石綿排出作業が完了したときは、規則で定めるところにより、当該石綿排出工事の発注者に対し、前条の規定による測定の結果その他規則で定める事項について書面により報告しなければならない。

(石綿排出作業の完了の届出)

第94条 第92条の規定による届出をした者又は大気汚染防止法第18条の17第1項若しくは第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る作業を完了したときは、その日から起算して30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 当該作業を伴う石綿排出工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該作業を伴う石綿排出工事の場所

(3) 当該作業の実施の期間

(4) 当該作業に係る第93条の規定による測定の結果

(5) その他規則で定める事項

(石綿排出作業の届出等に係る勧告)

第94条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、該当する者に対し、必要な措置を執るよう勧告することができる。

(1) 第92条又は前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第93条の規定による測定、記録及び保存をしていないとき。

(発注者等の配慮)

第95条 石綿排出工事の発注者は、当該石綿排出工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該石綿排出工事の請負契約に関する事項について、当該石綿排出工事における石綿排出作業が第90条の指導基準に適合すること及び当該元請業者が第93条の規定による測定を行うことを妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。

第3節 焼却施設の解体工事による大気の汚染の防止

(第96条から第100条まで省略)

(注文者の配慮)

第101条 解体工事の注文者は、当該解体工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、当該解体工事が第97条に規定する指導基準に適合することを妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。

(第4節から第6節まで省略)

第7節 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止

(第121条から第125条まで省略)

(変更の届出)

第126条 第124条の届出をした者は、同条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更しようとするときは、その変更の日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第124条の届出をした者は、同条第1項第1号に掲げる事項を変更したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(第127条省略)

(第9章から第13章まで省略)

第14章 雑則

(第151条から第155条まで省略)

(勧告に従わなかった者の公表)

第156条 市長は、第6条第4項、第21条第2項、第22条第3項、第50条第2項、第60条第3項、第61条の3第3項、第62条の3第3項、第64条第4項、第68条第2項、第68条の2第2項、第70条第3項、第70条の2第3項、第70条の3第6項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)、第70条の4第2項、第70条の5第2項、第70条の6第3項、第74条第2項、第75条第5項、第85条第2項、第91条第2項、第98条第2項、第104条第2項、第110条第2項、第116条第2項、第123条第2項、第134条、第140条、第141条の13、第145条第2項又は第146条の9第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(第2項省略)

(第157条から第165条まで省略)

別表(第2条及び第6条)

1～69 省略

2 前項の規定は、石綿排出工事の元請業者又は下請負人が当該石綿排出工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときについて準用する。

第3節 焼却施設の解体工事による大気の汚染の防止

(第96条から第100条まで省略)

(注文者の配慮)

第101条 解体工事の注文者は、当該解体工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、当該解体工事が第97条の指導基準に適合することを妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。

(第4節から第6節まで省略)

第7節 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止

(第121条から第125条まで省略)

(変更の届出)

第126条 第124条の届出をした者は、同条第1項各号に掲げる事項を変更したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(削除)

(第127条省略)

(第9章から第13章まで省略)

第14章 雑則

(第151条から第155条まで省略)

(勧告に従わなかった者の公表)

第156条 市長は、第6条第4項、第21条第2項、第22条第3項、第50条第2項、第60条第3項、第61条の3第3項、第62条の3第3項、第64条第4項、第68条第2項、第68条の2第2項、第70条第3項、第70条の2第3項、第70条の3第6項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)、第70条の4第2項、第70条の5第2項、第70条の6第3項、第74条第2項、第75条第5項、第85条第2項、第91条第2項、第94条の2、第98条第2項、第104条第2項、第110条第2項、第116条第2項、第123条第2項、第134条、第140条、第141条の13、第145条第2項又は第146条の9第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(第2項省略)

(第157条から第165条まで省略)

別表(第2条及び第6条)

1～69 省略

附 則

○横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月25日 横浜市条例第58号）

改正前	改正後
	<p><u>附 則（令和3年3月条例第8号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>（1） 第1条中第92条第1項の改正規定（「第2条第12項」を「第2条第11項」に改める部分に限る。） 公布の日</u></p> <p><u>（2） 第1条の規定（前号に掲げるものを除く。） 令和3年4月1日</u> <u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 第2条の規定による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第70条の3第1項の規定は、横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第70条第2項に規定するダイオキシン類管理対象地内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して30日を経過する日以後に土地の形質の変更（条例第62条に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に着手する者について適用し、同日前に土地の形質の変更に着手する者については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 新条例第86条第1項の規定は、施行日以後に特定小規模施設（条例第83条に規定する特定小規模施設をいう。以下同じ。）を設置しようとする事業者について適用し、施行日前に特定小規模施設を設置しようとする事業者については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>4 第2条の規定による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第86条第1項の規定による届出がされた特定小規模施設であって、新条例第86条第1項に規定する規則で定めるものに該当するものについては、条例第86条第2項、第87条及び第88条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>5 施行日前に大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号。以下「改正法」という。）による改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「新法」という。）第18条の17第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事については、新条例第89条、第89条の2、第91条及び第93条から第95条までの規定は適用せず、なお従前の例による。</u></p> <p><u>6 新条例第89条、第89条の2及び第91条から第95条までの規定は、施行日から起算して7日を経過する日以後に着手する建設工事（旧条例第</u></p>

92条の規定による届出がされた石綿排出作業に係る建設工事であって同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）及び施行日前に新法第18条の17第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事を除く。）について適用し、施行日から起算して7日を経過する日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

7 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に改正法による改正前の大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に係る附則第1項第2号に掲げる規定による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例第92条及び第94条の規定による届出並びに第94条の2の規定による説明については、なお従前の例による。

8 新条例第126条の規定は、施行日以後に条例第124条第1項各号に掲げる事項を変更した者について適用し、施行日前に同項各号に掲げる事項を変更した者については、なお従前の例による。

9 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。